

監 査 報 告 書

令和6年 5月 18日

学校法人 杉田学園

理事会・評議員会 御中

学校法人 杉田学園

監 事 南 順 治 

監 事 河 合 呈 次 朗 

私たちは、学校法人杉田学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第17条に基づいて同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務及び財産の状況（収益事業を含む）について監査いたしました。

監査の結果、私たちは同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人杉田学園の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

(注) 監事南順治及び監事河合呈次朗とも私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。